

お知らせ

(公社) 埼玉県農林公社森林整備事業一般競争入札の 諸規定の変更について

埼玉県農林公社が行う、森林整備事業に係る一般競争入札（事後審査型）の実施細則及び同心得が一部改正され、平成30年度から適用します。

1 主な改正内容

公益社団法人埼玉県農林公社森林整備事業一般競争入札（事後審査型）実施細則

- ・公告及び設計図書等の閲覧場所の改正（第3条）
- ・「入札保証金の納付」についての記載の新設（第9条）

※次のとおり免除条件が設定されました。

- (1) 入札参加希望者が埼玉県に林業事業体として登録されているとき。
- (2) 入札参加希望者が保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (3) その他、公告に条件が記載され、それを満たしているとき

- ・「契約保証金」についての記載の新設（第21条）
- ・様式4「事業費内訳書」の書式の変更

2 適用日

平成30年4月1日